

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成30年1月25日認可した。

平成30年2月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
観音寺市栗井土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）出晴地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）常次上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）谷口地区
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）善明寺地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）梶谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）大正池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）砥川地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）石滝地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）岡田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）浅田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）雉子尾地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大野地地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）籠池地区
〃	集落営農推進生産基盤整備事業（パイプライン新設事業）皿谷池地区